

— 初めて法人設立を検討中の方へ —

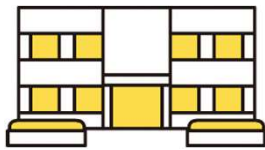
法人設立を応援します！

株式会社・合同会社・合名会社・合資会社を設立する方に補助金を交付します

MENU
1

登録免許税

最大 **17.5** 万円



登記に係る
登録免許税の **2分の1**

MENU
2

定款認証手数料

最大 **2.5** 万円



定款認証に係る
公証人手数料の **2分の1**

MENU
3

司法書士等への報酬

最大 **5** 万円



法人設立手続きに係る
司法書士等への報酬の
2分の1

※裏面に注意事項記載

以下の要件をすべて満たす方が対象です

①対象者の要件

- ・事業の経験がなく全く**初めて**である、または事業を開始して**5年未満**である。
※創業した事業を法人化する場合が対象です。（創業時と異なる業種の法人や2社目の設立は対象外）
また、開業届の「開業・廃業日」欄の日付から起算して申請日当日に5年未満の方が対象です。
- ・特定創業支援等事業を受けた**証明書**を持っている。
- ・申請時点で設立登記後**3か月以内**（登記事項証明の「会社成立の年月日」から起算）である。
- ・事業開始時点で兼業をしない（学生の場合は除く）。
- ・この補助金（法人設立費用分）を受けたことがない。
- ・市税を滞納していない。
- ・その他市長が不適当と認める創業でない。

②業務・店舗に関する要件

- ・営利目的の事業である。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に規定する業務ではない。
- ・金融・保険・不動産業、学校法人、バー、キャバレー、ナイトクラブ、チェーン店ではない。

手続きの流れ、その他注意事項はウラ面へ！



手続きの流れ

特定創業支援等事業の受講・証明書取得※

特定創業支援等事業についての詳細はこちら

STEP 1

市の創業支援等事業計画に定める創業支援機関で、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野について、個別指導またはセミナーを受けていただきます。

4分野の受講後、市に申請いただくと、証明書の交付を受けることができます。

▷ 受講を希望される際は、下記連絡先までお問い合わせください。



STEP 2

法人の設立登記

各機関で法人設立の手続きを行ってください。

その際、領収書や振り込み明細書を必ず保管しておいてください。

STEP 3

補助金の申請（登記後3か月以内）、審査

必要書類をそろえて申請します。

- (1)交付申請書（様式第1号） (2)事業計画書 (3)市税の納税証明書（非課税の場合は非課税証明書）
(4)登記事項証明書 (5)法人設立届出書の写し (6)創業後5年未満の場合は、開業届の写し (7)特定創業支援等事業を受けた証明書 (8)定款の写し (9)営業に必要な資格及び許認可を証する書面
(10)補助対象経費の領収書
※登録免許税 → 印紙の領収書
※定款認証手数料 → 公証役場の計算書兼領収書
※司法書士等の報酬 → 依頼内容がわかる領収書
(11)暴力団排除措置に関する誓約書
※学生の方、フランチャイズの場合は、別途ご提出いただく書類があります。

STEP 4

補助金の交付決定・請求

交付決定の場合、補助金がいくら交付されるのか通知されます。
また、以下の必要書類を記入のうえ、申請します。

- (1)交付請求書（様式8号） (2)口座振替依頼書

請求後、補助金が交付されます。

注意事項

※特定創業支援等事業は、法人設立後に受講いただくこともできます。

ただし、登記後3か月以内に、4分野の受講と証明書の取得、補助金の申請まで完了させる必要があります。なお、証明書の取得が法人設立後になる場合は、登記時に国から受けられる登録免許税の軽減措置を利用することはできませんので、ご注意ください。

- ・国による登録免許税の軽減を受けた場合は、軽減前の税額の2分の1が補助額となります。
- ・合同会社の場合は、定款認証不要です。
- ・司法書士等への報酬の補助を受ける場合、依頼先の資格（司法書士、行政書士等）及び依頼内容のわかる領収書が必要です。
- ・消費税は補助対象外です。

問合先

茨木市 産業環境部
商工労政課 商工振興係

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8-13
TEL 072-620-1620
E-mail syokorosei@city.ibaraki.lg.jp

次なる
茨木へ。

